

自治基本条例の検討状況について(課題整理表)

No.	項目	鎌倉市自治基本条例策定市民会議からの3つの案より抜粋	論点	庁内で検討されている主な検討課題
1	条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民自治を確立することを目的とする ● 憲法及び地方自治法の定める二元代表制のもとに、公平・公正な自治の進展を図ることを目的とする ● 鎌倉市の政策課題の実現を目的とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治の基本理念・基本原則を定めたいわゆる理念条例とするのか、市民自治を確立するための具体的な仕組みまで定めた実効性のある条例とするのか。 ・個別具体の政策課題の実現を条例の制定目的に位置付けるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治の実現・確立」「自立した自治体の実現」などを目的とするのは妥当ではないか。 ・「市民自治の確立」を目的として位置づけ、条例を制定するだけではなく、市民意識の醸成と条例制定は連動することが求められるのではないか。 ・自治のあり方に向けた国・県の動きを注視し、条例に盛り込む必要がある。
2	条例の位置づけ「最高規範性」	<ul style="list-style-type: none"> ● ・最高規範である ・尊重し整合を図らなければならない ● ・趣旨を尊重する ・他の条例等と相互に整合を図らなければならない ● ・最高規範である ・条例の原則、基準に従わなければならない ・条例を尊重し、擁護する義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高規範性とするか、趣旨の尊重にとどめるか。 ・他条例等との整合において、自治基本条例を基準とするか否か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「最高規範」あるいは「趣旨の尊重」は妥当ではないか。 ・神奈川県自治基本条例では最高規範としておらず、県も「自治基本条例に最高規範性はない」との見解を示している中で、本市としての位置づけ方を検討する必要がある。
3	用語の定義「市民」	<ul style="list-style-type: none"> ● 鎌倉市に居住する者、在勤、在学する者、市内で活動する者 ● 鎌倉市に居住する者 ● 日本国籍を有し、鎌倉市に住所を有する成年者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市内居住者はもとより、在勤、在学、市内で活動する者を含め広くとらえるかどうか。 ・未成年者や外国人を含むかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在住のほか在勤・在学を含めた定義が、他市事例では一般的であり、妥当ではないか。 ・国際化を見据え、定住外国人を含めるべきとの考え方があり、含めてよいかどうか課題である。 ・居住者とそうでない者の権利・義務は異なるものであり、条項によって市民と住民を使い分けるかどうか課題である。

自治基本条例の検討状況について(課題整理表)

No.	項目	鎌倉市自治基本条例策定市民会議からの3つの案より抜粋	論点	庁内で検討されている主な検討課題
4	<p>地域やコミュニティーのあり方「地区協議会」※</p> <p>※地域のまちづくりへの市民参加の制度として、市民が地域の身近な課題解決のため、また、地域計画等の策定のために市民参加による地域づくりを行うことができる組織のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置することができる ● -(定めない) ● 地域評議会(仮称)を設けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりへの新たな市民参加の制度として位置付けるものであるかどうか。 ・公平な選任を確保できるか、選任された者の代表性がどのように担保されるのか。 ・地域で活動している町内会・自治会等との関係をどのように整理するか、屋上屋とならないか。 ・「地域のことは地域で決める」地区協議会と、全市的な視点でまちづくりを考える議会との関係をどのように整理するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題抽出や解決策検討のための組織は、これからの地域主権を見据えて、検討すべき課題である。但し、画餅に帰さないために、地域にそうした意識が醸成されることが求められる。 ・参加する個人に負担が集中しないような仕組みづくりが必要であり、課題である。 ・地域協議会で決められたことが地域の総意であると位置づけるためには、地域協議会の構成員の公平・公正な代表性を担保しなければならないことが課題である。
5	<p>市民自治を進める仕組み「市民委員会」※※</p> <p>※※市政上の重要な施策に関して、公募市民等が意見交換を行い、その結果を市に報告する組織のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ・設置する ・市は、報告を尊重し施策を行う ● -(定めない) ● 参加の制度、手続きについては、別に市民参加基本条例を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の市政への参加・参画を保証する制度として必要かどうか。 ・議会や審議会等との関係はどうか。 ・公募市民の代表性と権限をどう考えるか。 ・重要施策ごとに市民参加を規定する、或いは別に市民参加条例を定めればよく、市民委員会は規定する必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加・市民参画は自治体ごとにスタイルが確立されており、本市においても各審議会の公募市民、個別施策ごとに必要に応じたワークショップや懇談会の開催、市長カフェなど、様々な手法を活用している。市民委員会を制度化するためには、既存の仕組みとの整合を図ることが必要であり、課題である。 ・議会と市民委員会、さらに行政も含めた関係について、議会と調整を行うことが必要であり、課題である。 ・市民委員会で扱う”重要な施策”の内容を明確にする必要があり、課題である。